○国家公安委員会告示第十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十七年三月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十四日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K15－1	ＺＩＮＧＥＲ ＺＲ－10－ＡＦ	ノイエス株式会社 大阪市北区天満橋３－３－５天満インキュベーション201

○総務省告示第百七十五号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の廃止に伴い、平成十二年郵政省告示第三十二号（高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針）は、廃止する。

平成二十七年四月二十四日

総務大臣　山本　早苗

○総務省告示第百七十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第一号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第三百号（独立行政法人通則法第四十七条第一号の規定に基づき独立行政法人情報通信研究機構に係る総務大臣の指定する有価証券を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十四日

総務大臣　山本　早苗

第一号中「（衛星放送受信対策基金を除く。）、通信・放送承継勘定及び衛星管制債務償還勘定」を削る。

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県河沼郡会津坂下町字古町三尻四六一番三から同町古町三尻三七一番一まで	前	一二・三一～三八・一三メートル	〇・三一一三キロメートル
	後	一七・二七～三八・六五メートル	〇・三一一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田金尾四九番二から同市寺田金尾六六番一まで	前	三一・一〇～三七・二〇メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	三一・一〇～四一・一〇メートル	〇・二一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	城陽市寺田金尾四九番二から同市寺田金尾六六番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十四日

官庁報告

官庁事項

内閣は、財政法第46条第１項の規定に基づき、平成27年度予算等について次のとおり報告する。

第１部　平成27年度予算

１．予算成立の経緯

27年度予算は、27年１月14日に政府案が閣議に提出され、概算の閣議決定が行われた。

その後、27年２月12日に第189回国会（常会）に提出され、３月13日、衆議院可決、４月９日、参議院可決を経て、成立した。

以下、成立した予算について概説することとする。

２．予算編成の前提となった経済情勢及び財政事情

(1)　経済情勢

26年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質ＧＤＰ成長率がマイナスとなった。こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどがあると考えられる。こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、26年12月27日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）を取りまとめた。雇用・所得環境が改善するなか、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。物価の動向をみると、好循環が進展する中で、消費税率の引上げの影響もあって前年度よりも高い伸びとなっているが、原油価格の低下等により物価上昇のテンポは若干緩やかとなり、消費者物価（総合）は3.2％程度の上昇と見込まれる。この結果、26年度の実質国内総生産（実質ＧＤＰ）成長率は▲0.5％程度、名目国内総生産（名目ＧＤＰ）成長率は1.7％程度と見込まれる。

27年度の我が国経済は、「緊急経済対策」など、既定の諸施策の推進や政労使の取組等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。物価については、原油価格低下の影響はあるものの、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等もあり、消費者物価上昇率は1.4％程度となり、ＧＤＰデフレーターも上昇が見込まれるなど、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。この結果、27年度の実質ＧＤＰ成長率は1.7％程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等に留意する必要がある。